

長野県外で受診した場合の妊婦一般健康診査及び 産婦健康診査(産後の健康診査)の公費助成について

里帰り等の理由で、長野県外において妊婦一般健康診査(以下妊婦健診)及び産婦健康診査(以下産婦健診)を受ける場合には、塩尻市より交付した健診受診券は使用できませんので自費でお支払いください。
県内で受診した場合と同様の公費助成を受ける場合には、受診後塩尻市に申請が必要になります。

	妊婦一般健康診査	産婦健康診査
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・受診時に塩尻市に住民票がある方 ・長野県外の医療機関で妊婦健診を受けた方 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診時に塩尻市に住民票がある方 ・長野県外の医療機関で産婦健診を受けた方 ・産婦健康診査受診票の項目を全て受診した方(受診票に記載が必要) <p>※受診の際は裏面の注意事項を医療機関へ提示してください。</p>
助成額	健診の助成金額は、県外で受診した場合の費用と同額とし、その上限は塩尻市と長野県医師会が締結する委託契約で定める額とする。	
申請の期限	健診受診後1年以内に塩尻市健康づくり課窓口にお越しください。	
申請時 必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・塩尻市妊産婦健康診査県外受診費補助金交付申請書兼請求書(健康づくり課窓口にあります) ・印鑑 ・受診した医療機関が発行する領収書 ・振込み口座のわかるもの ・母子健康手帳(受診日の確認をします) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・未使用の妊婦一般健康診査受診票 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果が記載された産婦健康診査受診票(黄緑色)
交付決定	申請書の受理後、速やかに審査し、その結果を塩尻市妊産婦健康診査県外受診費補助金交付決定・却下通知書により通知します。	
その他	塩尻市外に住民票を移した後に受診した場合は、助成は受けられませんので新しい住所地の市町村にお問い合わせください。	

問い合わせ先:長野県塩尻市健康づくり課保健予防係 電話:0263-52-0855(直通)